

愛知県陶磁美術館陶芸館売店概要

1 陶芸館売店について

(1) 営業日

愛知県陶磁美術館（以下、「当館」という。）の開館日

※休館日

- ・毎週月曜日（ただし、休日の場合は開館し、直後の平日を休館とする。）
- ・12月28日から1月4日まで
- ・その他、当館の館長が臨時に定める日

(2) 営業時間

営業時間：9時30分から15時30分まで

ただし、16時30分まで営業することを認める。

(3) 営業場所

陶芸館1階（21.31㎡）

(4) 業務内容

ア 必須事項

- 当館が指定する商品の仕入れ・販売
- 利用者が制作した陶芸作品の発送受付・発送（郵送費・手数料の徴収は可）
- 自販機の設置又は飲料の販売（使用面積についての変更も可）
- インターネット予約サイトを利用した陶芸体験の申込み受付を行うこと
- キャッシュレス決済に対応すること

イ 任意事項

- 軽食・飲食物の販売を可とする。
- その他、当館との協議の上、商品の販売及びサービスの提供を可とする。

(5) 留意事項

- 開業当初の商品については、別添資料3「陶芸館売店で業務開始において用意する販売品目一覧」のとおり準備し、令和6年11月1日からの運営に支障のないよう、準備すること。（前業者からの買取も可）
- 価格改定については、その都度、事前に当館と協議し、承認を得ること。
- 必要に応じてゴミ箱を設置し、当館が指定した飲食利用の場所の消毒、清掃を行うこと。
- インターネット予約サイトを利用した陶芸体験の申込み受付を行う場合、事業者側の受付可能人数は、当館が指定する人数内とすること。
- 専門知識が必要な部分は、当館の指示に従うこと。

2 営業条件

- 当館が企画する催し等に積極的に協力すること。
- 当館が実施する設備関係の保守作業等に協力すること。
- 商品・金銭等、営業にかかる維持管理は、独自の防犯体制を確立し、事業者の責任において対応すること。
- 利用者及び営業に係る各種データの収集・分析を行い、当館の求めに応じ、提供すること。
- 退去に当たっては、営業に必要な情報を後継事業者及び当館に引き継ぐこと。
- 備品、その他消耗品等の営業に係る経費等の費用は、全て事業者の負担とすること。
- ゴミ等の廃棄物処理については、事業者が行うこと。
- 営業に必要な各種法令に基づく許認可等は、事業者が取得すること。
- 具体的な取扱商品、サービス内容及び広報物等については、事前に当館と協議すること。
- 改装及び原状回復に係る経費は、事業者負担とする。
なお、改装工事内容等については、事前に当館と協議すること。
- 建物内禁煙を遵守すること。
- 使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 毎月、収支報告書を提出すること（様式任意）。

3 その他

- 当館とのコラボ商品の提供等、美術館の企画に合わせたサービスの提供・グッズ販売を行うことも可とする。
- イベント等の独自企画を行う場合は、応相談。
- 美術館に相応しくないサービス等については、承認できない場合がある。
- 収支については、別添資料2「公募に係る情報一覧」を参照のこと。
- 看板等の新規設置も可能。使用許可場所の追加についても応相談。ただし、別途使用料が発生する。